

淡路市マスコットキャラクター使用取扱要綱

平成25年5月14日
告示第142号

改正 平成26年3月31日告示第49号
令和3年3月31日告示第95号

淡路市マスコット「あわ神」使用取扱要綱（平成22年淡路市告示第229号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、淡路市マスコットキャラクターである「あわ神^{じん}」、「あわ姫」、「なぎ」及び「なみ」（以下「キャラクター」という。）を活用することにより、淡路市のPR及び地域の活性化に寄与することを目的として、キャラクターの使用の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（キャラクターに関する権利）

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、淡路市（以下「市」という。）に帰属する。

（定義）

第3条 この要綱において「キャラクター」とは、市のマスコットとなるキャラクターを表現したものをいう。

（使用の申請）

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ淡路市マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、届出をもってこれに代えることができる。

- （1）市及び市職員が市の事務事業のために使用するとき。
- （2）国、他の地方公共団体又はこれに準じる機関が広報その他これに準じる業務の目的で使用するとき。
- （3）市が主催する事業の開催に協賛し、又は参加する団体が当該事業の広報の目的で使用するとき。
- （4）市内の学校が教育目的で使用するとき。
- （5）報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- （6）キャラクターに愛着を持つ市民が、次条に抵触せず、個人的、家庭内その他これに準じる目的の範囲内で使用するとき。

（使用の承認）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その使用目的等の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、当該申請を承認するものとする。

- （1）市の信用又は品位を傷付け、又はそのおそれがあるとき。
- （2）キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- （3）法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、思想、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- （5）淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当する者及び同条3号に規定する暴力団密接関係者が利するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長がキャラクターの使用が不相当であると認めるとき。

2 前項の承認は、淡路市マスコットキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)により行うものとする。

(使用期間)

第6条 キャラクターの使用期間は、前項の承認を受けた日から2年以内とする。ただし、申出により使用期間を更新することができる。

2 第5条第2項及び第8条の規定は、前項ただし書の更新について準用する。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用承認者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認書の内容により適正に使用すること。

(2) 市長の指示する条件に従うこと。

(3) 使用承認者は、承認なくキャラクターを使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) キャラクターの色、形等を正しく使用すること。

(5) キャラクターを使用するものには、「淡路市マスコットキャラクター あわ神^{じん}」、「淡路市マスコットキャラクター あわ姫」、「淡路市マスコットキャラクター なぎ」又は「淡路市マスコットキャラクター なみ」の表示をすること。ただし、スペース等の関係により当該表示をすることが困難なときは、市長と協議して定める。

(6) キャラクターを用いたものの使用、宣伝又は広告に際して、淡路市が著作権を有していることを表す「©淡路市」の表示及び承認番号を必ず併せて付すること。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その表示及び承認番号を省略することができる。

(7) キャラクターを使用するものが完成したときは、速やかに、その成果物を提出すること。ただし、提出することが困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(8) 事故、知的財産権の侵害等、キャラクターの使用に起因する問題が発生しないように、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(9) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)その他各種法令を遵守すること。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用承認者の一般承継人は、当該使用承認者が有していた承認を受けた内容に基づく地位を承継することができる。

2 前項の規定により地位を承継しようとする者は、遅滞なくその旨を市長に届出なければならない。

3 第5条第2項及び第8条の規定は、前2項の承継について準用する。

(使用承認の変更申請)

第10条 使用承認者が、当該承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ淡路市マスコットキャラクター使用変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条第2項及び第8条の規定は、前項の承認について準用する。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認された内容に違反していると認められるときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、淡路市マスコットキャラクター使用承認取消書(様式第4号)により行

うものとする。

3 市は、前項の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消した場合において、当該使用承認者に損害が生じても、一切その責めを負わない。

(使用の非独占性等)

第12条 使用の承認は、使用承認者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与するものではない。

2 使用の承認は、その成果物及び使用承認者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この要綱による使用の承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、キャラクターを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用承認者は、キャラクターを使用したものの瑕疵により第三者に損失を与えたときは、これに対して全ての責任を負い、適切に処理しなければならない。

3 使用承認者は、キャラクターを使用して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(使用承認状況の公表)

第15条 市長は、キャラクターの使用の承認の状況等について、公表することができる。

(管理)

第16条 キャラクターの使用、管理及びこの要綱に関する事務等は、淡路市産業振興商工観光課が所管する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第49号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第95号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

淡路市マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

淡路市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称、所在地及び
代表者名）

淡路市マスコットキャラクター使用取扱要綱第4条の規定により、下記のとおりマスコットキャラクターを使用したいので申請します。

なお、淡路市マスコットキャラクター使用取扱要綱及び承認された内容に違反していると認められる場合には、直ちに使用を中止すること、及び当該使用を中止したことによって損害が生じても、市に一切の請求をしないことを誓約します。

また、承認を受けた内容について、公表することに同意します。

記

1 使用するマスコット（該当するもの全てに○を付けてください。）

・ 「あわ神」 ・ 「あわ姫」 ・ 「なぎ」 ・ 「なみ」 ・

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 使用するものの種類 合計点数（色違い・サイズ違いも1点で数えること。）

種類 合計 点

5 具体的な内容（名称・規格・数量等を詳しく記載してください。）

6 使用する場所

7 有償・無償の別（該当するものに○を付けてください。）

有償（売価 円（税込）） ・ 無償

8 マスコットキャラクター名・承認番号の記載場所

9 連絡先

担当者名： 電話番号： F A X：

E-mail：

添付書類

- (1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿案）
- (2) 使用するものの見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (3) 企業、団体等の概要書（パンフ等）・個人の場合はプロフィール
- (4) 食品の場合、保健所の許可を証する書類等（営業許可書（写）・製造許可書（写）・製造または販売する店舗一覧）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条、第10条関係）

淡路市マスコットキャラクター使用（変更）承認書

年 月 日

様

淡路市長

印

年 月 日付けで申請のあった淡路市マスコットキャラクター使用（変更）承認申請について、下記の条件を付して承認します。

記

1 承認番号 淡路市承認 第 号

2 承認条件等

様式第3号（第10条関係）

淡路市マスコットキャラクター使用変更承認申請書

年 月 日

淡路市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称、所在地及び
代表者名）

年 月 日付け淡路市承認第 号の使用承認について、下記のとおり、その内容を変更したいので申請します。

なお、淡路市マスコットキャラクター使用取扱要綱及び承認された内容に違反していると認められる場合には、直ちに使用を中止すること、及び当該使用を中止したことによって損害が生じても、市に一切の請求をしないことを誓約します。

また、承認を受けた内容について、公表することに同意します。

記

1 変更理由

2 変更内容

添付書類

- （1） 上記内容を証する書類
- （2） その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第11条関係）

淡路市マスコットキャラクター使用承認取消書

年 月 日

様

淡路市長

印

年 月 日付け淡路市承認第 号で承認（ 年 月 日変更承認）
した淡路市マスコットキャラクターの使用については、下記の理由により取り消します。

記

1 取消事由

2 取消内容等